

令和7年度 体育館夜間開放の利用団体申込について

鳥取聾学校では「鳥取県立学校体育施設開放要綱」に基づき、体育・スポーツ活動をされる県民の皆様に体育館の開放を行っています。

令和7年度の利用を希望する団体は下記の留意事項等を確認の上、2月25日（火）までにお申し込みください。

なお、申込多数の場合は抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

-
- | | |
|------------------|---|
| 1 開放施設 | 鳥取県立鳥取聾学校 体育館 |
| 2 開放日 | 令和7年4月1日（月）～令和8年3月31日（月）
毎週 月曜日～金曜日のいずれか（ただし、通年的に利用される方に限る）
*学校行事等により、使用できない日があります。 |
| 3 開放時間 | 午後6時～午後8時、午後8時～午後10時のどちらか
*ただし他団体の利用希望がない場合は時間調整が可能です。 |
| 4 使用料
(実費相当額) | 使用1時間につき300円の照明使用料
*構成員のうち、児童生徒又は障がい者の割合が2分の1以上の団体については免除されます。 |
| 5 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・鳥取県立学校体育施設開放要綱第7条を遵守すること・照明使用料を期限内に納入すること・使用する用具は丁寧に取り扱うこと・冷暖房機器は使用対象外であること・学校行事等により、使用できない場合があること。・気象等の特別警報又は警報が発令された際は使用しないこと、又、使用中気象等の特別警報又は警報が発令された場合は、使用を中止すること。・予め、気象等の特別警報又は警報が発令が見込まれる際は使用しないこと。 |
| 6 申込方法 | <ul style="list-style-type: none">・別紙申込書に必要事項を記入の上、学校事務室へ直接持参、郵送、ファクシミリ又はメールのいずれかの方法により申込をお願いします。・申込書を印刷できない場合は、土日祝を除く午前8時30分から午後4時30分までの間に来校いただき、事務室で記入をお願いします。・利用団体決定後、申請書等を提出していただき使用許可書を発行します。 |

- 7 申込締切 令和7年2月25日(火) 午後4時30分
- 8 その他 ・利用決定の可否は、メールで代表者様に連絡します。

担当 事務室 馬場崎
電話 0857-23-2031 FAX 0857-27-8606
電子メール:babasakia@pref.tottori.lg.jp